

令和3年小野町議会7月第1回会議

議事日程（第1号）

令和3年7月21日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第32号 町有財産の無償貸付について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第33号 小野町教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第 6 議会の委員会付託
- 日程第 7 委員長の審査結果報告（総務文教常任委員会委員長）
- 日程第 8 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 9 議案第32号 町有財産の無償貸付について
〔討論、採決〕
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
総務課長	吉田吉広君	教育課長	佐藤浩君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 石井 一 一
書 記 清 水 綾 子

次 長 郡 司 治 子
書 記 佐 藤 真 路

開議 午前 9時50分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） 会議に先立ちまして、脱衣を認めます。

ただいまから令和3年小野町議会7月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、教育長職務代理者より、所用により欠席の届出がありました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

7番 吉田康市 議員

8番 宗像芳男 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、7月第1回会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和3年小野町議会7月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案第32号については簡易採決とし、議案第33号については起立採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、7月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第32号については簡易採決により行うこととし、議案第33号については起立採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長職務代理者であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第32号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第32号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第32号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和3年小野町議会7月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多用の中、ご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本7月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、財産の無償貸付案件1件、人事案件1件となっ

ております。

町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことからお集まりいただいたところでございます。よろしくお願いたします。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第32号 町有財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

本案は、郡山市富田町字大徳南17番地6、一般社団法人あまのしたワーカーズより、小野町大字飯豊字浮内46番ほか2筆の学校用地及び校舎建物等を活用し、農業の6次産業化を通しての地方創生、スポーツと体験型観光による交流人口の増を図ることを目的に活動する場として利用の申請があったもので、活動内容が町施策に合致し、かつ経済の活性化及び新たな雇用の創出など地域振興に資する公益性が認められることから、無償で当該財産を貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付けの期間は、貸付契約締結の日から3年間であります。

以上、議案第32号 町有財産の無償貸付についてご説明いたしました。慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第32号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第32号 町有財産の無償貸付について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第32号について質疑を終わります。

◎議案第33号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第33号 小野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第33号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第33号 小野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、小野町教育委員会教育長に田村市大越町栗出字東畑156番地2、有賀仁一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

有賀氏は、昭和58年3月に福島大学を卒業後、同年4月から長年にわたり小学校教諭として奉職され、これまで本宮市立岩根小学校長、県教育庁義務教育課主幹、県北教育事務所長、小野町立小野新町小学校長などを歴任され、今年の3月に田村市立船引小学校長を最後に定年で退職されましたが、その翌月より再任用職員として三春町立沢石小学校長に就任され、教育現場でご活躍されております。

有賀氏は優れた人格と豊かな識見を有され、教育行政はもとより、町行政全般の発展に寄与していただけるものと考えており、教育長として適任であると確信いたしておりますので、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和3年8月1日から3年間であります。

以上、議案第33号 小野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたしましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

◎議案第33号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第33号 小野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号について質疑を終わります。

◎議案第33号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第33号 小野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第33号 小野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧願います。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することといたしました。

暫時休憩といたします。

直ちに総務文教常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時40分

○議長（田村弘文君） それでは、再開いたします。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第7、総務文教常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和3年小野町議会7月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第32号 町有財産の無償貸付について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、郡山市富田町字大徳南17番地6、一般社団法人あまのしたワーカーズより、小野町大字飯豊字浮内46番地ほか2筆の学校用地及び校舎建物等を活用して、農業の6次産業化を通しての地方創生、スポーツと体験型観光による交流人口の増を図ることを目的に活動する場として利用の申請があったもので、活動内容が町施策に合致し、かつ経済の活性化及び新たな雇用の創出など、地域振興に資する公益性が認められることから、無償で当該財産を貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案について、事業者の実績、事業者を決定した要因、実施事業の検証の必要性、内装改修費の負担、町から事業者への支出の有無、地元コミュニティとの共生、町の協力体制等について質疑がありました。

以上が、令和3年小野町議会7月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第8、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第32号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第32号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第32号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第32号の討論を終わります。

◎議案第32号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第32号 町有財産の無償貸付についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 町有財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、7月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時45分